

公認スキー指導者検定規程

(公認スキー指導者検定の種類)

第1条 公認スキー指導者検定は、次の各号に掲げる2種類とする。

- (1) 公認スキー指導員検定 (以下「指導員検定」という。)
- (2) 公認スキー準指導員検定 (以下「準指導員検定」という。)

1 指導員検定

(指導員検定)

第2条 指導員検定について、次のとおり定める。

(実施)

第3条 指導員検定会 (以下「検定会」という。) は、本連盟の主催で行う。

(周知)

第4条 実施要領は、毎年オフィシャルブック等で周知する。

(検定員)

第5条 検定は、本連盟会長から委嘱された公認スキー検定員資格を有する検定員3名以上がこれにあたり、検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める。

(会期)

第6条 会期は、3日間を原則とし、天候の状況等の特別な事情を考慮し、1日予備日を設定することができる。

(会場)

第7条 検定会場は、5会場を原則とし、受検者は各検定会場の内、1会場に限り受検することができる。

(検定基準・実施要領)

第8条 検定は、スキーの実技、理論について実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。

(受検資格)

第9条 受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。ただし、受検年度は、本連盟年度とする。

- (1) 受検する年度の4月1日現在、23歳以上の者。
- (2) 公認スキー準指導員の資格を有し、合格年度を含めず2年以上を経過している者。ただし、資格停止者を除く。
- (3) 加盟団体が主催するスキー指導者養成講習カリキュラム (以下「養成講習」という。) を検定会までに修了し、養成講習修了報告書によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年とする。養成講習の内容は、別に定める。

2 技術選手権を除く全日本選手権 (マスターズ、ジュニアを除く)、F I S公認大会及び国体等の競技会において、3回以上入賞した者は、加盟団体長の推薦により、理事会の承認を得た者は、前項第2号にかかわらず受検することができる。なお、推薦書の提出期限は受検する年度の10月末日までとし、推薦書に入賞大会名、種目、順位を付記し、その証明

書類及び当該年度の会員登録証明書類を添付して提出することとする。

3 オリンピック出場者は、所属加盟団体長の推薦により、理事会の承認を得て、受検することができる。なお、推薦書の提出期限は受検する年度の10月末日までとし、推薦書に出場大会名、種目を付記し、その証明書類及び当該年度の会員登録証明書類を添付して提出することとする。

(受検手続)

第10条 受検者は、本連盟の定める受検願書3通にそれぞれ必要書類を添付し、各種公認・登録等料金一覧表に定める検定料と共に、所属団体長を経て、加盟団体長に提出しなければならない。

2 加盟団体長は、前項の受検願書を審査の上、12月10日までに、適格者の受検願書2通にそれぞれ必要書類を添付し、各種公認・登録等料金一覧表に定める検定料と共に本連盟会長に提出しなければならない。

3 受検年度に養成講習を修了する受検者は、受検会場本部に養成講習修了報告書 (写) を提出しなければならない。

4 受検願書提出後は、理由の如何を問わず、受検会場の変更は認めないものとし検定料は返還しないこととする。

(合格者の手続)

第11条 合格者は、各種公認・登録等料金一覧表に定める指導員公認料、年次登録料、ライセンス発行料及びバッジ代を合格時に納入し、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に加盟団体を経て本連盟に納入しなければならない。

(結果報告及び発表)

第12条 主任検定員は、検定会実施の結果を所定の報告書に記入し、検定責任者の承認を得て、検定会終了後2週間以内に、本連盟会長に提出しなければならない。ただし、主任検定員は、検定会終了後すみやかに検定委員会委員長に報告することとする。

2 検定会実施結果のうち、検定成績内容は発表しない。

(特別推薦による合格)

第13条 外国の国家検定教師の資格者又は国内の他団体においてステージⅢ (正教師) として10年以上常勤した者は、加盟団体長の推薦により、理事会の承認を得て、本連盟公認スキー指導員の資格を認めることができる。なお、推薦書の提出期限は4月末日までとし、既得資格のライセンス証 (写)、当該年度の会員登録証明書類を添付し提出することとする。

(スポーツ指導員認定事業資格取得の専門科目の免除)

第14条 指導員検定合格者は、別に定める免除措置の規程により、公益財団法人日本体育協会スポーツ指導者制度によるスキー指導員及びスキー教師の資格取得の専門科目の免除を受けることができる。